

お客様番号

水道技術 管理者	決	課長	主幹	課長補佐	係長	係
	裁					

該当するものを○で
囲む。

(第2条関係)

給水装置（新設・移設・改造・撤去・修繕）工事申込書

令和 年 月 日

あま市水道事業
あま市長 村上浩司様

申込者の住所（所在地）、氏名（名称）
等を記入する。押印を忘れずに。

住所
郵便番号
電話
ふりがな

申込者（給水装置所有者） 印

あま市水道事業給水条例第6条第1項及び同条例施行規程第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みますので工事を承認してください。なお、分担金並びに設計審査、材料検査及び工事検査に係る手数料については、あま市水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意します。また、本工事の施行に係る費用については、私が負担します。

給水装置を設置する場所
（住所等）を記入する。

給水装置設置場所	あま市	番
	方書	部屋番号

給水装置の口径・ 種類等	口径	種類	用途	月間最大使用水量
	φ mm	1 専用 2 共用 3 消火栓	1 家事用 2 業務用 3 官公署用	m ³ /月
	共用数	受水槽有効容量	予定人員	計画一日使用水量

量水器の口径等
を記入する。

分担金	円	代理人 選任届	本工事に関する代理人として、あま市指定給水装置工事事業者である次の者を選任します。
給水装置工事事業者名及び主任技術者名		住所（所在地） 氏名（名称）	（指定工事業者の住所（所在地）及び氏名（名称）を記入する。）

設置時 共用数	(共用数)	給水希望年月日	分担金納付年月日	受付印
	() / 件	・ ・	・ ・	
	※共用数の変更が生じた場合は、共用給水装置使用世帯数等変更届が必要です。	備考	分譲マンション等で 共用栓を設置する場 合はここを記入する。	
		1 設計書その他詳細は受付No. _____ 参照 2 その他 ()		

給水希望年月日は、配水管布設工事を
伴う場合を除き、原則として申込日から
2週間が経過した日以後とする。

令和 年 月 日
あま市水道事業
あま市長 村上浩司 印

申込みの認否	1 承認	2 不承認	理由 ()
--------	------	-------	--------

特記事項	<p>1 この承認は、設計書に基づき使用材料、施行方法等について技術上の承認をするものであり、本工事を施行する場所の土地建物等の使用に関する申込者の権利を認めるものではありません。</p> <p>2 本工事の施行に係る費用は、全て申込者の負担とします。</p> <p>3 分担金、手数料及びこの申込みに係る工事費を納期限までに納入しなかった場合は、申込者がこの申込みを取り消したものとします。</p>
------	--

(第4条関係)

土地使用承諾書

令和 年 月 日

住 所 _____

ふりがな.....

所有者 _____

私は、私が所有する前記給水装置設置場所の土地に、申込者が給水装置を設置することを承諾します。なお、この土地の使用について争いが生じたときは、紛争当事者間で速やかにこれを解決し、あま市の水道施設管理に支障が生じないようにします。

建物使用承諾書

令和 年 月 日

住 所 _____

ふりがな.....

所有者 _____

私は、私が所有する前記給水装置設置場所の土地にある建物に、申込者が給水装置を設置することを承諾します。

私有給水管分岐承諾書

令和 年 月 日

住 所 _____

ふりがな.....

所有者 _____

私は、私が所有するあま市 _____ 番地 _____ に所在する給水管から分岐して、申込者が給水装置を設置することを承諾します。

※該当するものは記入してください。

(該当するものに住所(所在地)及び氏名(名称)を記入する。)

移譲移管届

令和 年 月 日

あま市水道事業
あま市長 村上 浩司 様

ふりがな

申込者（給水装置所有者）

本工事により設置する給水管のうち、公道下にあるものは工事完成後直ちに譲渡しますので、適切に管理してください。

(第12条関係)

申込者の氏名(名称)
を記入する。

量水器保管証

令和 年 月 日

あま市水道事業
あま市長 村上 浩司 様

ふりがな

申込者（給水装置所有者）

給水装置 設置場所	前記のとおり	量水器 番号※		量水器 口径※	φ	mm
--------------	--------	------------	--	------------	---	----

下記の内容を遵守します。

記

- 上記の設置場所に貸与を受けた量水器は、清潔に保管し、量水器の点検、修理、試検等に支障を生ずる物件を置き、又は工作物を設けることをしないこと。
- 市の検査により量水器の位置を変更するよう指示を受けたときは、自ら費用を負担して変更すること。
- 善良な管理者の注意義務を怠ったため量水器を亡失し、又は毀損したときは、市から請求を受けた損害額を弁償すること。
- 上記の設置場所に関する水道使用料金等の納入がない場合は、あま市水道事業企業職員又はその業務受託者が敷地内に立ち入り、給水装置に工作等をし、給水を停止しても異議を申し立てないこと。

※量水器番号及び量水器口径については、記入不要です。

備考

受付印

※この申込書において、給水装置設置場所があま市簡易水道事業給水区域にある場合、「あま市水道事業あま市長 村上 浩司」とあるのは、「あま市長 村上 浩司」と、「あま市水道事業給水条例第6条第1項及び同条例施行規程第2条第1項」とあるのは、「あま市簡易水道事業給水条例第5条第1項及び同条例施行規則第2条第1項」と、「あま市水道事業給水条例を契約の内容とする」とあるのは、「あま市簡易水道事業給水条例を契約の内容とする」と、「あま市水道事業企業職員」とあるのは、「あま市職員」と読み替えるものとします。